

障発0329第19号
平成25年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の一部改正について

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）の施行により、「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。